

徳島県「糖尿病性腎症重症化予防事業」

No	項目	質問	回答
1	公募要領 3 参加資格	管財課へ提出する一般競争入札参加資格申請書について、記載する営業種目はU1(医療業務)で、営業品目はU01(医事業務)、U02(医療業務)でしょうか？	一般競争入札参加資格申請書に記載する営業種目と営業品目については、「U1(医療事務) U102(医療事務)」又は「U7(その他)、U799」としてご下さい。 営業品目の「U01(医事業務)」の登録は不要です。 なお、一般競争入札参加資格申請書の管財課への提出期限については、令和6年4月24日(水)17時までに、管財課が受理できれば結構です。
2	公募要領 3 参加資格	(3)物品の購入等に係る入札資格登録について 当社のサービスでは、機器の提供や保健指導は当社の関連会社が行いますが、その場合、代表して当社のみが登録することで問題ないでしょうか。	複数の事業者が共同して提案する場合、全ての事業者について入札資格の登録をお願いします。
3	公募要領 4 参加申込み及び企画提案書の提出等	(3)企画提案書及び見積書等の提出について 当社のサービスでは、機器の提供や保健指導は、当社の関連会社が行いますが、その場合、提出書類のA、イともに代表して当社のみが提出するということが問題ないでしょうか。	複数の事業者が共同して提案する場合、「ア 企画提案書」に、複数の事業者による共同提案であることを明記し、代表する事業者がとりまとめて提出してください。 なお、「イ その他添付資料」については、全ての事業者分が必要となります。
4	公募要領 4 参加申込み及び企画提案書の提出等	(3)企画提案書及び見積書等の提出について イ.「県税及び国税に未納がない旨の証明書(原本)」は、一般競争入札申請に必要な以下証明書と同一のものを提出するのでよろしいでしょうか。 <一般競争入札申請に必要な証明書> ・事業税(都道府県税)及び都道府県民税(法人のみ)についての納税証明書 ・消費税・地方消費税について未納のないことの証明書(その3の3)	貴見解のとおりで問題ありません。 イ.「県税及び国税に未納がない旨の証明書(原本)」は、一般競争入札申請に必要な証明書と同一のもので構いません。

5	<p>公募要領</p> <p>4 参加申込み及び企画提案書の提出等</p>	<p>「ア 企画提案書」について、「2 企画提案書」の中に会社概要等、提案者の概要を記載した場合は、「1 提案者の概要」を、別途提出する必要はないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 任意様式としておりますので、「2 企画提案書」の中で、「提案者の概要」を記載いただいても結構です。</p>
6	<p>公募要領</p> <p>5 選定及び審査方法</p>	<p>各評価項目とその配点をご教示ください。</p>	<p>審査項目と配点は、別紙のとおりです。</p>
7	<p>業務委託仕様書</p> <p>2 目的</p> <p>5 委託業務の内容</p>	<p>「血糖値スパイクを「見える化」する血糖管理ツール」、「対象者が血糖管理ツール等の機器を装着」とありますが、“装着”としては持続グルコースモニタリング(CGM)と認識しましたが、SMBGでの血糖変動セルフモニタリングとしての提案でも問題ないでしょうか。</p>	<p>本事業では、持続グルコースモニタリング(CGM)を活用した提案をお願いします。</p>
8	<p>業務委託仕様書</p> <p>5 委託業務の内容</p>	<p>対象者数100人程度のセルフモニタリング及び50人程度の保健指導の認識ですが、参加者募集のチラシ等の作成については、どの程度の人数規模を想定していますでしょうか。また、「チラシ等の作成」とありますが、発送まで行う想定でよろしいでしょうか。</p>	<p>チラシ作成について、作成部数や発送業務を委託するかどうか等については、参加市町村と協議して決定することとしております。 チラシの部数や、発送業務を含めるかどうかについては、提案事業者のご判断でご提案ください。</p>
9	<p>業務委託仕様書</p> <p>5 委託業務の内容</p>	<p>同時に公告されております「生活習慣病重症化予防・対象者抽出事業」にて対象者リストが作成され、提供される認識ですが、リストを8月に提供いただき、勧奨をしていくと10月ぐらいに初回面談となることが想定されます。実施プログラムが6ヶ月の場合、指導終了が3月となりますが、年度内での最終報告が必須となりますでしょうか。</p>	<p>対象者リストを活用する場合は、スケジュールがタイトになりますが、最終報告は年度内に終わっていただけるようご提案をお願いします。 なお、本事業の対象者については、対象者リストを活用するかどうかは、参加市町村の判断となり、対象者リストを活用しない場合は、初回面談を早めることが可能と考えております。</p>